

入 札 説 明 書

令和7年4月23日付けさいたま市告示第726号により公示した、『さいたま市ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム更新に係る調査業務』の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）及び関係書類等を熟知のうえ、参加してください。

1 件 名

さいたま市ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム更新に係る調査業務

2 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出に関する事項

一般競争入札参加申込兼資格確認申請書に、次に掲げる書類を添付し、令和7年5月7日（水）までに必ず提出してください。

- (1) 令和7年4月23日付け、さいたま市告示第726号2（4）に定める実績を証する書類
 - ア 契約書（仕様書を含む）の写し
 - イ 業務完了検査証（検査結果通知書など）の写し
- (2) 明らかに入札参加資格がないと認められるときは、一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しませんのでご注意ください。
- (3) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しません。

3 入札説明会 開催しない

4 仕様その他明細に関する質問方法

- (1) 仕様その他明細に関する質問のある場合は、次のとおり質問書を提出してください。
 - ア 提出先 さいたま市市長公室秘書広報部広報課
 - イ 提出方法 電子メール、ファクス又は持参
電子メールアドレス：koho@city.saitama.lg.jp
なお、電子メールによる提出の場合のメールの件名は「さいたま市ホームページ及びコンテンツマネジメントシステム更新に係る調査業務」とすること。
 - ウ 受付期間 令和7年5月7日（水）まで
（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日は除く。）
 - エ 受付時間 （持参の場合）午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 質問に対する回答方法は次のとおりとします。
 - ア 回答方法 電子メール又はファクス
 - イ 回答日 令和7年5月9日（金）※入札参加有資格者の共通認識としていただくため、すべての質問と回答を各入札参加有資格者に通知します。

5 入札日時 令和7年5月19日（月） 午後3時00分

6 入札場所 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟第1会議室

7 入札及び開札に立会う者に関する事項

入札及び開札に立会う者は、入札者又はその代理人とします。1名のみ入札場所へ入場できます。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければなりません（入札前に委任状を提出していただきます）。また、入札及び開札時には、必ず携帯電話の電源は切ってください。

8 当該業務を担当する部局の名称及び所在地

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市市長公室秘書広報部広報課

電話 048-829-1017（直通）

ファクス 048-829-1018

9 入札に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

10 入札保証金

見積もった金額（総価）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

なお、免除の申請には、申請書及び契約書等の写しを提出すること。

（1）入札保証金免除申請書等の提出書類

ア 入札保証金免除申請書

イ 入札保証保険契約書の写し、又は過去2年の間に国（公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書（2回分）

（2）入札保証金免除申請書等の提出先

さいたま市市長公室秘書広報部広報課

（3）入札保証金免除申請書等の提出方法

持参

（4）入札保証金免除申請書等の提出期間

公告の日から令和7年5月9日（金）まで

（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日は除く。）

（5）受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

11 契約保証金

契約金額（総価）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

12 その他必要な事項

（1）入札に用いる書類は、さいたま市ホームページからダウンロードして、使用してください。

（2）入札（見積を含む。以下「入札等」という。）の無効

- ア 地方自治法施行令 167 条の 4 に定める入札参加資格がない者がした入札等及びさいたま市契約規則に違反した入札等は無効とします。
- イ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかなでない入札書による入札等は、無効とします。
- ウ 郵便、電報、電話及びファクスによる入札等は、無効とします。
- エ 虚偽の一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等を提出した者がした入札等は、無効とします。

(3) 入札等及び説明資料

- ア 入札は、所定の入札書をもって行い、入札書を、「さいたま市長」と書いた封筒に入れ、提出してください。
- イ 代理人をして入札をさせる場合は、委任状を提出し、入札書には代理人の記名押印をしてください。
- ウ 入札は総価で行う。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- エ 入札を希望しない場合には、参加しないことができます。ただし、辞退する場合には、入札の日時までにその旨を必ず届け出てください。
- オ 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行います。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者としてします。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができません。再度入札は、1 回限りとします。
- カ 再度入札で不調になった場合には、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約とし、見積合わせを実施します。

(4) 業務委託仕様書の返却

- ア 貸出した業務委託仕様書は入札時に持参し、落札者以外は返却してください。
- イ 入札を希望しない場合には、入札日までに仕様書をさいたま市市長公室秘書広報部広報課へ返却してください。